

# 会社設立時の人事部として

社会保険労務士 朝比奈事務所

会社を設立すると、人・モノ・金という経営に欠かせない3つの要素が発生します。このうち、「人」については優秀な人材を確保することが当然会社の利益にも直結することは言うまでもありませんが、この人材を確保するためには、社員の「福利厚生」を充実させることが必要になります。

福利厚生は、法定福利（労働保険・社会保険）と法定外福利（社員旅行や慶弔見舞金制度など）の2つに分かれますが、ここでは、法定福利（保険の適用）を中心に、人事労務担当分野について、会社設立後に行わなければならない事項についてポイント解説します。

## ○労働保険とは・・・？

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」のことをいいます。労働保険は社員を1名でも雇うと、個人事業・法人事業を問わず必ず加入しなければなりません。

特に、業務上のケガや病気の際には、労働基準法により全額の補償義務が会社に生じます。もし労災保険に加入していなければ大変な負担になってしまいます。

また、社長や取締役などの経営者には労働保険の適用がありません。（経営者等に対する労災保険については別途「特別加入」という制度があります。詳細は別途記入）

## ○社会保険とは・・・？

社会保険とは、「健康保険」と「厚生年金保険」のことをいいます。社会保険は法人で経営する場合には、社員数に関係なく強制的に加入しなければなりません。さらに、労働保険とは異なり、社長や取締役などの経営者も加入しなければなりません。

ただし、アルバイトやパートタイマーなどで、1日の労働時間および1ヶ月の勤務日数が正社員の4分の3未満の場合は、社会保険の加入義務はありません。例えば、一般社員の1日の所定労働時間が8時間なら6時間未満であり、かつ、一般社員の1ヶ月の労働日数が20日なら15日未満であれば、加入義務は生じないということです。ただしこれはあくまでも一つの目安であるため、実態から考えて被保険者として取扱うことが適当と判断されれば加入義務が生じます。なお、2ヶ月以内の契約期間を結んだ臨時労働契約者も社会保険は適用除外されます。

■ 会社設立後に人事部が行うべき業務として

(その1 必ずやらなければならない届出等)

届出先	書類	届出の概要	届出の期限	備考
社会保険 事務所	健康保険・厚生年金保険 新規適用届	社会保険に社員を加入させるためは、まずこの届出が必要	速やかに	すべての事業主に 届出義務あり
	被保険者資格取得届	社会保険に加入させるための届出		
	被扶養者届	社員に被扶養者がいる場合のみ届出		
労働基準 監督署	労働保険関係成立届	労働保険に社員を加入させるためには、まずこの届出が必要	従業員採用時から10日以内	従業員を採用したとき
	労働保険概算保険料申告書	労働保険料が前払い制のため、成立時から翌年3月までの労働保険料を概算で算出し、納付するための手続き	保険成立時から50日以内に納付	従業員を採用したとき
	<u>就業規則</u> (※)	使用者が事業上における労働条件の具体的細目や就業上遵守すべき規律を定めたもの	速やかに	<u>※従業員が常時10人以上の場合のみ</u>
	時間外・休日労働に関する協定	この協定を届出することにより、法定労働時間を超えて労働時間を延長し、又は法定休日に労働をさせることができる	時間外・休日労働させる場合速やかに	この労使協定があるというだけでは時間外・休日労働の権利義務が生じるわけではなく、事業主は、就業規則に「時間外・休日労働を命ずることがある」旨の規定をし、かつその都度命じる必要がある
公共職業 安定所	雇用保険適用事業所設置届	この届書を届け出ることによって初めて社員を雇用保険に加入させることができる	速やかに	従業員を採用したとき
	雇用保険被保険者資格取得届	社員各人を、雇用保険に加入させるための届出	従業員採用時から10日以内	

(その2 知らないと損する助成金の手続き等)

助成金	概要	備考
<p>基盤人材 確保助成金</p>	<p>会社を設立したり、個人で事業を起したり、また、既存の事業以外の業種に進出する(異業種進出)等に伴い、新たに経営基盤の強化に資する人材(「基盤人材」と言う)を雇い入れた事業主に対し、当該基盤人材の賃金に相当する額の一部として、一定額を支給するもので、基盤人材1人につき、140万円の助成金が支給される。 また、基盤人材の雇い入れに伴い、基盤人材を補佐する一般労働者を雇い入れる場合には、当該一般労働者の賃金に相当する額の一部として、一般労働者1人につき、30万円の助成金が支給される。</p>	<p>(創業の場合)</p> <p>①法人の設立登記日や個人での開業日から6ヶ月以内に申請をすること</p> <p>②事務所・店舗の賃借料(最高でも1年分)、機械、装置、什器備品、フランチャイズ加盟金 従業員が仕事で使用する車両等の費用を300万円以上負担すること</p> <p>③正社員として雇用する予定の従業員の月給が、約292,000円以上の見込(年収 350万円以上)であること</p> <p>(異業種進出の場合)</p> <p>①既存の事業で3期分の決算を終えており(都道府県によっては1期分の決算でも認められる所もある)、その事業とは別の事業(原則として、総務省編の日本標準産業分類項目表の細分類における別の細分類)に進出した日から6ヶ月以内に申請をすること。</p> <p style="text-align: right;">*②・③は(創業の場合)と同様</p>
<p>トライアル 雇用助成金</p>	<p>以下の①～⑤に該当する者を<u>公共職業安定所の紹介</u>により試行的に短期間(原則3か月)雇用することにより、企業及び労働者相互に理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを目的とする。 対象者1人につき月額4万円(最大3ヵ月)で、1ヵ月に満たない期間がある場合は上記の額の日割計算。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①再就職の実現が困難な45歳以上65歳未満の中高齢者</li> <li>②35歳未満の若年者</li> <li>③母子家庭の母等</li> <li>④障害者</li> <li>⑤日雇労働者・ホームレス</li> </ul>	<p>(要件)</p> <p>①雇用保険に加入する事業主(適用事業主)</p> <p>②過去6ヶ月間、労働者(雇用保険の被保険者)を事業主都合により離職させたことがないこと</p> <p>③労働関係の書類が整備されていること</p> <p>※国で推奨しているため、助成額は少ないが、支給しやすい助成金のひとつ。</p>

## 労災保険特別加入

特別加入制度とは・・・？

労災保険は、本来 労働者の業務上又は、通勤途上における負傷・疾病・障害・死亡に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方においても業務の実情や災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められ一定の者に対して特別に任意加入を認めている制度です。

### 【特別加入の種類】

種別名	対象となる者	加入条件
第1種特別加入者	中小事業主及びその従事者（労働者を除く）	※事務委託
第2種特別加入者	一人親方、特定作業従事者、家内労働者等及びその従事者（労働者を除く）	※事務委託
第3種特別加入者	国際協力事業団、国内事業（有期事業を除く）から海外の事業へ派遣される者	

### ※事務委託

第1種及び第2種特別加入者については、事業主を労働者とみなす為、事業主にあたる者が必要になります。

このため、同職種団体や事業主組合等において労働保険事務を行うことが適当と認めた団体（労働保険事務組合）へ事務委託することを条件に特別加入を認めています。

### 【給付基礎日額及び保険料算定基礎額】

第1種、第2種特別加入者は、労働者ではありませんので賃金が支給されていません。

また、第3種特別加入者についても国内の事業所から賃金が支給されないため労災保険上の賃金がないこととなります。

このため所得水準等に見合った適正な金額を次の表から希望することになります。

給付基礎日額	保険料算定基礎額	給付基礎日額	保険料算定基礎額
20,000円	7,300,000円	7,000円	2,555,000円
18,000円	6,570,000円	6,000円	2,190,000円
16,000円	5,840,000円	5,000円	1,825,000円
14,000円	5,110,000円	4,000円	1,460,000円
12,000円	4,380,000円	3,500円	1,277,500円
10,000円	3,650,000円	3,000円※	1,095,000円※
9,000円	3,285,000円	2,500円※	912,500円※
8,000円	2,920,000円	2,000円※	730,000円※

※ 給付基礎日額2,000～3,000円は、家内労働者等に限られます。

$$[\text{保険料算定基礎額}] = [\text{給付基礎日額}] \times [365 \text{日}]$$

## ★ポイント★

- ①. 保険料は、保険料算定基礎額に労災保険料率を乗じた金額となります。
- ②. 年度途中の加入・脱退については、月を単位として（1ヶ月未満の端数があるときは、これを1ヶ月とします）保険料算定基礎額を算出することになります。
- ③. 労災保険給付では、希望した給付基礎日額を基にして算定されることになります。  
賞与を基にした算定基礎日額は設けられておりませんので労働福祉事業から特別年金を受けることができません。

### 【補償の対象となる範囲】

#### 業務災害の場合

労働者における業務上災害と同様に適用要件を満たすことが必要なことは言うまでもありませんが、第1種及び第2種特別加入者は、加入申請時において労働者とみなす業務（事業主としての業務行為は含まれません）を予め特定することになっております。

この特定した業務及びその付帯業務の範囲内で都道府県労働局長が定める基準に従って認定されます。

※第2種特別加入者については、業務の種類毎に業務範囲が定められています。

#### 通勤災害の場合

労働者と同様に取り扱われます。

但し、次の業務に従事する特別加入者については通勤災害の保護の対象となっていません。

- ・個人タクシー業者及び個人貨物運送業者
- ・漁船による自営業者

#### 支給制限

特別加入者が業務災害又は通勤災害を被った場合には保険給付が行われますが、その災害が特別加入者の故意又は重大な過失によって発生した場合及び保険料の滞納期間中に生じた場合には、支給制限（全部又は一部）が行われることがあります。

以上